

75歳以上の方へ

長寿医療制度のお知らせ

（後期高齢者医療制度）



平成21年度の保険料額は、7月中旬にお知らせいたします

平成21年度の保険料額は、平成20年中の所得状況にもとづいて7月に決定します。

$$\text{保険料 (年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

1人あたり 35,300円 (平成20年中の総所得金額等 - 基礎控除額《33万円》) × 所得割率《7.15%》

保険料軽減内容（申請は不要です）

◎所得の低い方への軽減

平成20年中の所得状況に応じて、保険料が軽減されます。

均等割額の軽減 ……世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。従来の2割・5割・7割軽減の他に、**新たに9割軽減を追加**しました。

所得割額の軽減 ……個人の所得状況に応じて「所得割額」が**5割軽減**されます。年金収入のみの場合は、収入年額211万円以下の方が対象となります。

◎会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方への軽減

制度加入前日において保険料負担のなかった被用者保険の被扶養者であった方は、制度加入から2年間は保険料が軽減されます。（市町村国保や国保組合などは対象となりません）

平成21年度の軽減 ……「均等割額」が9割軽減、「所得割額」がかからず、**保険料額は3,500円**となります。



保険料の納め方（詳しくは裏面をご覧ください）

保険料の納め方は、年金からの納付と、納付書または口座振替による納付があります。（納付いただく保険料の総額はわかりません）

2月の年金から保険料を納めましたか？

はい

4月～

●年金から納めます

いいえ

7月～

●納付書・口座振替で納めます



平成20年度の保険料軽減措置に該当し、9月以降、保険料を納める必要のなかった方も7月から保険料を納めていただきます。（詳しくは、裏面下段をご覧ください）

お問い合わせ

お住まいの市区役所・町村役場『後期高齢者医療保険料担当窓口』

または、新潟県後期高齢者医療広域連合

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階

業務課／TEL 025-285-3222 総務課／TEL 025-285-3221

新潟県後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://www.niigata-kouiki.jp>

このお知らせは、平成21年3月1日現在の内容により作成しております。

保険料の納め方

一般的な保険料の納め方を示しています。

4月から

年金から納めていただく方・・・4月の年金から偶数月に納めます

◆2月の年金から保険料を納めていただいた方

2月と同額をそれぞれ4月・6月・8月の年金から納めていただきます。
7月に平成21年度の保険料額を確定し、その確定保険料額から4～8月納付済額を差し引いた残額を10月・12月・2月の年金から納めていただきます。

| 平成20年度 | | | 平成21年度 | | | | | | |
|--------|----|----|--------|----|----|-----|-----|----|-----|
| ... | 2月 | 3月 | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 | ... |
| | 年金 | | 年金 | 年金 | 年金 | 年金 | 年金 | 年金 | |

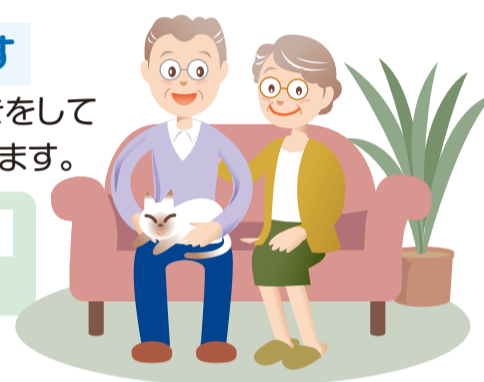
2月の年金から納付していない方でも、4月以降、年金から納めていただく場合があります。
対象となる方には、お住まいの市区町村から個別にお知らせいたします。

保険料の納め方は、手続きにより口座振替に変更することができます

口座振替を希望される場合は、お住まいの市区町村窓口にお申し出ください。手続きをしていただくと年金からの納付が中止され、口座振替により納付していただくことになります。

手続きに必要なもの ▶ 振替口座の預金通帳・通帳のお届け印・保険証

※手続きをいただいた時期により、口座振替の開始月が異なる場合があります。



7月から

納付書または口座振替で納めていただく方・・・7月から3月まで毎月納めます

◆現在、納付書または口座振替で保険料を納めていただいている方

◆お申し出により、保険料の納め方を「年金からの納付」から「口座振替」に切り替えた方

7月に平成21年度の保険料額を確定し、7月から3月まで毎月納めていただきます。

| 平成20年度 | | | 平成21年度 | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1月 | 2月 | 3月 | 4月～6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | ... |
| 納付書 口座振替 | 納付書 口座振替 | 納付書 口座振替 | 納付なし | 納付書 口座振替 | 納付書 口座振替 | 納付書 口座振替 | 納付書 口座振替 | 納付書 口座振替 |

保険料の納め方が、10月以降、年金からの納付に切り替わる場合があります。
7月中旬に送付される保険料の通知によりご確認ください。

平成20年度に保険料追加軽減措置（均等割8.5割軽減、所得割5割軽減）の対象となり、9月以降、保険料を納める必要のなかった方へ

◆7月に平成21年度の保険料額を確定し、7月から保険料を納めていただきます。

7月から9月までは、年金からの納付になりませんので、通知書をご確認のうえ納めてください。

| 平成20年度 | | | 平成21年度 | | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------------|-------------|-------------|-----|----------|-----|-----|--|
| 8月 | 9月～3月 | 4月～6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | ... | |
| 年金 | 納付なし | 納付なし | 納付書 口座振替 | 納付書 口座振替 | 納付書 口座振替 | 年金 | 納付書・口座振替 | 年金 | | |

年金の受給額が年額18万円以上で、長寿医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超えない方は、特にお申し出がない場合、10月以降、年金からの納付に切り替わります。